

# 評価結果一覧【清里区 関連事業抜粋版】

資料 1

No.	事業名	事業概要	課等名	評価結果又は取組結果		
				区分	年度	内容
93	清里コミュニティプラザ管理運営費	・上越市コミュニティプラザ条例に基づき、コミュニティプラザの適切な維持管理及び運営を行う。	自治・地域振興課	見直し	R2	・総合事務所では、時間外の戸籍届等の受付件数が少数であり、一律に時間外受付を開設する必要性は低いことから、申請等の受付状況に応じて令和2年度から時間外受付の体制を見直す。
110	清里区地域振興事業	・市民活動団体等が実施する事業に対し、補助等により支援を行う。	自治・地域振興課	見直し	R2	・地域振興事業について、事業内容や地域間の均衡等を考慮し、令和2年度末までに補助の見直しを検討する。
206	清里区スクールバス等運行事業	・公共交通等の利用が困難な地域から遠距離通学する区内の児童生徒の通学手段及び安全の確保を図るため、登下校時にスクールバスを運行する。	学校教育課	見直し	R3	・令和元年度に策定する総合公共交通計画に基づき、令和3年度からスクールバスの運行形態を変更する。



坊ヶ池から直江津港をのぞむ夜景



星のふるさと館と満天の星空



雪化粧した妙高山



稲刈り体験ツアー



田植え体験ツアー



川崎市民まつりの様子

# 地域おこし協力隊募集中

- 新潟県上越市清里区 榊池地区 -

【募集人数】

・1名

【勤務地】

・榊池会館(榊池農業振興会事務所)

【業務内容】

- ・地域行事・イベント等の参加・協力
- ・特産品開発、販路拡大
- ・都市交流の推進 ほか

【協力隊に期待すること】

- ・農業に興味がある人(経験者でなくても可)
- ・地域資源や地域の魅力を発掘し、地域と協力しながらそれらを活かした取組の企画・運営ができる人
- ・インターネットやSNS等での情報発信ができる人

## 檜池地区のご紹介

### ★ 基本情報

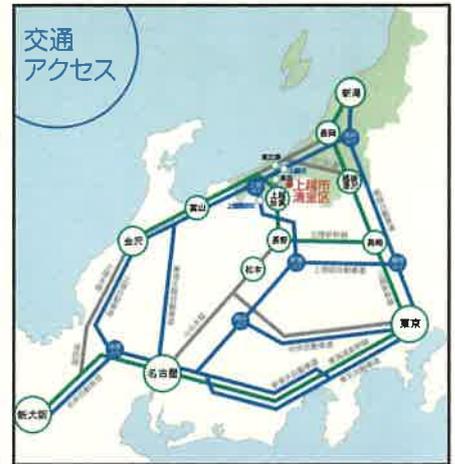
上越市の南東部に位置する清里区は、北東は上越市牧区、南は板倉区、南東は長野県飯山市に隣接し、肥沃な農地と自然環境を利用した稲作を産業の中心としている地域です。平成17年の市町村合併で上越市に編入され、清里村から上越市清里区となりました。人口約2,600人、世帯数約900戸、平野部を菅原地区、山間部を檜池地区と呼んでいます。

檜池地区は檜池川の両岸に点在する11集落からなり、標高90～490mに位置し、冬は積雪が2～3mにも及ぶ豪雪地帯です。農業生産条件、居住条件ともに厳しい地域ですが、豊富な雪解け水が豊かな土壌を潤し、美味しい米に最適な環境を作り出しています。人口約600人、世帯数約220戸、高齢化率44%であり、高齢化の進行による様々な課題を抱えています。

### ★ 交通アクセス

東京駅から新幹線駅である上越妙高駅まで約2時間、そこから車で約20分と比較的首都圏へのアクセスが良い地域です。他にも、上越ICまで車で約15分、佐渡汽船発着港である直江津港まで車で約20分と、主要ゲートウェイまでの距離も程よく便利です。

また、1時間に1本程度えちごトキめき鉄道高田駅まで路線バスの運行がありますが、自由に行動したい方には自家用車は必須です。



坊ヶ池



星のふるさと館

### ★ 地域資源

檜池地区の青柳集落には清里区のシンボルである「坊ヶ池」があり、そのほとりにプラネタリウムが見られる「星のふるさと館」があります。今から100年ほど前に清里区内に落下した隕石の展示や県内一大きな望遠鏡で宇宙を観察することもできます。

檜池隕石マスコットキャラクター「くしりん」



## 一般社団法人 檜池農業振興会について



### ★ 団体概要

(一社)檜池農業振興会(以下檜池農業振興会)は、檜池地区の農地や環境、集落機能を守り、次の世代に引き継ぎたいとの願いから平成18年9月に生まれた地域マネジメント組織です。

設立当初は集落で作成するのが難しい国の農業支援の補助制度の書類作成などの事務代行を担っていましたが、現在では各集落に共通する問題の解決や単一集落では担えない取組を広域化することで実現するなど、農業の視点から地域を見つめ、新しい地域振興を担う組織として地域を支えています。

今の農業振興は集落機能の維持と隣合わせであり、この先も地域に人が住み続けられるような様々な整備が必要です。

檜池地区は高齢者が多い地域ですので、除雪体制の整備・実用化、高齢者の通院・買い物の移動手段の確保などが急務となっています。任期中は檜池農業振興会に席を置きながら活動していただきます。私を含め3人の職員が業務から日常生活までサポートしますので、安心していらしてくださいね。



檜池農業振興会 平田事務局長からひとこと

### ★ 実施事業

- ・ 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金など補助事業の事務処理
- ・ 農業体験交流(田植え・稲刈りツアー)
- ・ 都市交流(かわさき市民まつり参加等)
- ・ 耕作放棄地への山菜栽培実証
- ・ 地域農産物の販促
- ・ 女性グループや若者グループの活性化

etc.



## 協力隊の活動イメージ

### 1年目

#### ★地域に慣れる



まずはなんでもやってみるのよ!

檜池農業振興会の業務補助や営農組織のお手伝いをしながら、地域や農業のことを勉強したり、顔を覚えてもらいましょう。1人で頑張りすぎず周りの人に協力してもらいながら、まずは新しい生活に慣れましょう。

### 2年目

#### ★主体的に動く



今度は自分なりにやってみるのよ!

昨年取り組んだ業務に主体的に取り組みましょう。新たな視点やアイデアに期待します。挑戦したいことがあれば周囲に相談しながら進めましょう。退任後にやりたいことがイメージできるようにしましょう。

### 3年目

#### ★挑戦したいことを描く



就活もがんばるのよ!

昨年の業務を継続しつつ、挑戦したいことを形にしましょう。退任後の身の振り方についても具体的に考えましょう。起業の準備や就職活動にも力を入れられるよう周囲でサポートします。

### 4年目以降

#### ★挑戦したいことにとりかかる

夢を叶えるのよ!



3年間で学んだことをいかし、起業や就職など新しい道を切り開きましょう。例えば、地域の課題解決に向け買い物支援や飲食サービス業等を起業する、農業や園芸に興味があれば独立して営農するなど。農業法人への就職や任期中席を置いていた檜池農業振興会に就職する道もあります。

## 協力隊のサポート体制

雪が降ったらどうしよう…、具合が悪くなったらどうしよう…、人間関係でトラブル発生…等々、困った時は地域の皆さんで優しくサポートしますので、気軽に話しかけてください!



檜池農業振興会の職員



地域のみなさん



清里区総合事務所はじめ市職員

## 各種支援制度の一例

### 起業支援制度

#### 【市】上越市創業支援ネットワーク

上越市が、上越商工会議所、㈱日本政策金融公庫高田支店、金融機関等と連携し、関係機関の専門性やノウハウをいかしながら、創業希望者の皆さんが創業しやすい環境の整備を進める制度です。

#### 【県】起業チャレンジ応援事業

新潟県内において幅広い創業の促進と雇用の創出を目的に、新規創業者に必要な経費の一部を助成する制度です。

■補助額  
創業に必要な経費  
(下限額50万円)の1/2以内  
(上限額100万円)

### 営農支援制度

#### 【市】新規就農者住居費補助金

U・I・Jターンで新規就農や就農に向けた研修を受ける方が、市内の賃貸住宅(アパート等)に住居する場合に家賃の一部を補助します。

■補助額  
家賃月額額の1/2以内(月額上限2万円)  
■補助期間  
1年間  
■対象者  
平成28年4月1日以後に転入した満50歳未満の方(中山間地域で就農・就業または研修受講者は満61歳未満の方)

#### 【国】農業次世代人材投資事業(経営開始型)

就農直後(最長5年間)の所得を確保する給付金(年間最大150万円)を給付

### 就職支援制度

#### 【県】U・Iターン創業補助金

有期雇用契約等により、県内へ転居して就業している県外出身者で県内で起業する方を対象として、助成対象事業の実施期間内の創業(1年以上の事業継続が見込まれ、3年以上の事業計画を策定するもの)に係る費用の一部を補助します。

■補助額  
創業に必要な経費  
(下限額50万円)の1/2以内  
(上限額100万円)

※ 制度の内容は全て令和元年度現在のものです。

## 1. 任用期間

- (1) 開始日 令和2年4月1日から ※採用の正式決定は上越市の令和2年度予算成立後に通知します。
- (2) 終了日 令和2年度に任用開始の場合、初年度は令和3年3月31日までとなります。初年度終了日以降、勤務成績が良好であれば1年単位で更新し、最長3年間勤務することができます。ただし、令和3年度以降の任用・更新の正式決定は、市の各年度予算成立後となります。

## 2. 任用形態・勤務条件

- (1) 任用形態 会計年度任用職員
- (2) 報酬 月額172,300円 ※報酬は令和元年度の実績です。内容が変更になる場合があります。
- (3) 期末手当 任用期間等に応じて支給あり（任用期間等に応じて、6月期、12月期に計0.4225月分を支給）
- (4) 保険等 健康保険、厚生年金、雇用保険  
※ただし、任用日に健康保険は75歳以上、厚生年金は70歳以上の人は加入できません。
- (5) 勤務時間 1週間につき5日 原則午前9時～午後5時（うち休憩1時間、勤務時間7時間）
- (6) 週休日及び休日 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日  
※場合により土日・祝日や夜間の勤務となる場合があります。
- (7) 休暇 年次有給休暇、特別休暇（結婚、病気、忌引休暇等）
- (8) その他 活動期間中の住居・車両は市が用意し、費用を負担（住居の光熱水費等は各自負担）

## 3. インターネット等の環境

- (1) インターネット 光ファイバー可
- (2) 携帯電話 docomo、au、SoftBank対応

## 4. 応募条件

- (1) 採用後、三大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）から上越市に住民票を異動し、生活の拠点を移すことができる方
- (2) 普通自動車運転免許を有している方
- (3) パソコンの操作（Word、Excel）ができる方
- (4) 現地見学会に参加している方（清里区櫛池地区での在住経験がある場合は応相談）

## 5. 応募方法

現地見学会に参加した上で、次の（1）と（2）を上越市自治・地域振興課へ提出してください。

- (1) 指定様式の受験申込書及び履歴書
  - (2) 「地域おこし協力隊の活動にいかしたい私の力」をテーマにした作文（800字程度、任意様式）
- ※郵送の提出も可能です。郵送をする場合は書留とし、封筒の表に「地域おこし協力隊受験申込」と朱書きの上、下記の応募先へ送付してください。

## ★...★...★...★...★...★ 現地見学会を開催します ★...★...★...★...★



応募いただいた方を対象に、地域おこし協力隊として活動する「櫛池地区」を実際に見学・体験していただく現地見学会を開催します。協力隊としての活動をより具体的にイメージするためにも、ぜひ一度お越しください！また、「一度、現地を見てみたい」「応募を迷っている」という方も大歓迎です。まずはご連絡ください！



## 6. 応募締切

令和元年12月25日（水）（必着）

## 7. 選考方法・結果通知

- (1) 選考試験 上越市内で「個別面接試験」と「実地試験」を行います。試験内容の詳細は改めてご連絡します。
- (2) 結果通知 選考結果は、1か月以内に文書でお知らせします。
- (3) その他
  - ・選考のための経費（書類送付に伴う郵便料や選考に伴う交通費等）は、全て応募者の負担となります。
  - ・受験申込時の提出書類は、次のとおり取り扱います。
    - ①合格の場合 … 返却しません
    - ②不合格の場合 … 結果通知に同封し返却します

## 8. 問合せ・申込み先

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
住 所：〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号  
電 話：025-526-5111（内線1431、1488）  
メー ル：jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

令和1年12月4日

清里区地域協議会  
会長 笹川 幹 男 様

清里区総合事務所長 上田 勇栄

清里区に係る令和2年度の地域活動支援事業の採択方針案の  
協議について（依頼）

標記の件について、清里区に係る採択方針について地域協議会として案を取りまとめ  
いただくようお願いします。

## 清里区に係る令和2年度地域活動支援事業の採択方針案等について

## 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力を向上するため、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

## 2 清里区の採択方針

## 《優先して採択する事業》

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

- (1) 地域の健康福祉、青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化、スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

## 《その他の事業》

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 3 審査項目

項目	内容	採点方法	審査の方法
ア 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認する。	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。	適否を確認
イ 採択方針審査	提案事業が「優先して採択する事業、その他の事業」に該当するかどうかを確認する。	・審査する委員の過半数が、「不適合」とした場合は不採択とする。	適否を確認
ウ 共通審査	提案事業が「共通審査項目の審査基準を満たしているか」を視点を採点する。	・各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。 ・採点の目安(5点「優れている」・4点「やや優れている」・3点「普通」・2点「やや劣っている」・1点「劣っている」)とする。 ・審査する委員全員の合計点の平均点が、15点未満の場合は不採択とする。	各項目を5点満点で採点

## [共通審査]

審査項目	審査の視点	配点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。</li> <li>・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか。</li> <li>・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。</li> </ul>	5点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。</li> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか。</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか。</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか。</li> <li>・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。</li> </ul>	5点

③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。</li> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか。</li> </ul>	5点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>	5点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。</li> <li>・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。</li> </ul>	5点
合 計		25点

#### 4 補助率等に関する事項

##### (1) 補助率

- ・補助率は、補助対象経費の100%以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げる場合がある。なお、備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や、後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。

##### (2) 補助金額の上限及び下限

- ・補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

#### 5 審査方法及び採択基準等

- ・書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。

##### (1) 審査の流れ

###### ①書類審査

###### ②提案者によるプレゼンテーション

###### ③採点表の記入

- ・各委員（無記名）は、評価結果を採点票に記入する。

###### ④採択事業の決定

- ・地域協議会は、採択すべき事業において、採択の条件や事業の執行上配慮すべきに点ついて意見を取りまとめる。また、採択すべきでない事業において、採択しない理由についての意見を取りまとめる。

##### (2) 採択基準

- ・基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- ・共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- ・共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90/100、16点が92/100、17点が94/100、18点が96/100、19点が98/100、20点以上が100/100の補助率を補助金希望額に乗じた額とする。
- ・採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合は、評点の最も低い事業から順に補助額を調整するものとする。

6 日 程 (予定)

- |                       |                  |                |
|-----------------------|------------------|----------------|
| (1) 令和2年度採択方針案の協議(依頼) | 12月4日(水)         | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (2) 採択方針案協議、決定        | 1月23日(木)         | 第9回地域協議会       |
| (3) 採択方針案(報告)         | 〃                | 地域協議会長から総合事務所長 |
| (4) 採択方針決定            | 1月23日(木)         | 市(総合事務所長)      |
| (5) 令和元年度事業概要説明       | 2月28日(金)         | 町内会長連絡協議会総会    |
| (6) 事前相談              | 3月1日(日)～3月31日(火) | ※相談日時を事務局に事前連絡 |
| (7) 事前相談の状況報告         | 3月6日(水)          | 第11回地域協議会      |
| (8) 提案書受付             | 4月1日(水)～4月27日(月) | ※提出日時を事務局に事前連絡 |

【参考 R1 年度】

- |                       |                  |                |
|-----------------------|------------------|----------------|
| (1) 令和元年度採択方針案の協議(依頼) | 12月4日(火)         | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (2) 採択方針案協議           | 12月18日(火)        | 第7回地域協議会       |
| (3) 採択方針案決定           | 1月22日(火)         | 第8回地域協議会       |
| (4) 採択方針案(報告)         | 1月22日(火)         | 地域協議会長から総合事務所長 |
| (5) 平成31年度採択方針決定      | 〃                | 市(総合事務所長)      |
| (6) 平成31年度事業概要説明      | 3月1日(金)          | 町内会長連絡協議会総会    |
| (7) 事前相談              | 3月1日(金)～3月31日(日) |                |
| (8) 事前相談状況報告          | 3月15日(金)         | 第9回地域協議会       |
| (9) 募集                | 4月1日(月)～4月26日(金) |                |
| (10) 採択事業の審査(依頼)      | 4月8日(水)          | 総合事務所長から地域協議会長 |
| (11) 提案状況報告           | 4月26日(金)         | 平成31年度第1回地域協議会 |
| (12) 審査(プレゼンテーション)    | 5月20日(月)         | 第2回地域協議会       |
| (13) 採点票を事務局に提出       | 5月22日(水)         | 委員から事務局へ       |
| (14) 審査(採択事業の決定)      | 5月27日(月)         | 第3回地域協議会       |
| (15) 審査の結果(報告)        | 5月27日(月)         | 地域協議会長から総合事務所長 |
| (16) 採択事業等の決定         | 〃                | 市(総合事務所長)      |
| (17) 採択結果通知及び交付申請依頼   | 5月29日(水)         | 総合事務所から事業提案者   |

## 令和2年度清里区の採択方針案

清里区の地域課題の解決や地域の活性化に取り組む活動を支援する。  
「私たちの地域を、もっと住みやすくする」ために、地域住民等が自主的・主体的に取り組む、新規性・発展性のある事業を優先して採択する。

### 1 地域活動支援事業の目的

身近な地域における課題解決や地域の活力向上に向け、住民の自発的・主体的な地域活動を推進する。

### 2 優先して採択する事業

- (1) 地域の健康福祉・青少年の健全育成を図る事業
- (2) 地域の歴史文化・スポーツ活動を図る事業
- (3) 地域の環境改善、景観づくり、自然環境保全を図る事業
- (4) 地域の資源を活かした地域振興及び地域を担う人づくりを図る事業
- (5) 地域の安全・安心を図る事業

### 3 その他の事業

優先して採択する事業以外に、地域の課題を主体的に捉え、広く地域の活性化につながる事業

## 【運用方法案】

### 1 補助率・補助限度額等

- (1) 補助率は、補助対象経費の100/100以内とし、審査の結果、申請金額の減額や補助率を引き下げることがある。
- (2) 備品購入を行う場合は、レンタル等で導入費用を節減できない理由や後年度の活用予定、管理体制を明確にした任意の書類を申請時に添付する。
- (3) 補助金額は1件5万円以上とする。ただし、千円未満を切り捨てた額とする。

### 2 事前相談期間（予定）

令和2年3月1日（日）から3月31日（火）（土日・祝日を除く）※相談日時の事前連絡

### 3 募集期間（予定）

令和2年4月1日（水）から4月27日（月）（土日を除く）※提案書提出日時の事前連絡

### 4 審査方法及び採択基準等

- (1) 書類審査のほか、プレゼンテーションを原則として行う。
- (2) 基本審査、採択方針の審査は、地域活動支援事業の目的、清里区の採択方針それぞれについて、審査する委員の過半数が「不適合」とした場合は不採択とする。
- (3) 共通審査基準は、各項目それぞれ5点満点とし、傾斜配点はしない。
- (4) 共通審査基準を審査する委員全員の評点の平均点が15点未満の場合は不採択とし、補助金の上限額については、15点が90/100、16点が92/100、17点が94/100、18点が96/100、19点が98/100、20点以上が100/100の補助率を補助金希望額に乗じた額とする。
- (5) 採択すべき事業及び補助金額は、清里区への配分額の範囲内で共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、配分額を超過した場合は、評点の最も低い事業から順に補助額を調整するものとする。

地域活動支援事業における採点結果分布表

得点 取得率	平均 得点	補助率	過去4年分のデータ											
			H28			H29				H30		R1		
			1次募集	2次募集	構成比率	1次募集	2次募集	3次募集	構成比率	1次募集	構成比率	1次募集	構成比率	
100%	25	100%			70%				42%		22%		50%	
96%	24													
92%	23													
88%	22													
84%	21		1	1			1	1		1		1		3
80%	20		4	1			2					1		1
76%	19	98%	2	1	30%	4	1	1	58%	5	78%	2	38%	
72%	18	96%						1		1		1		
68%	17	94%								1				
64%	16	92%			0%				0%		0%		13%	
60%	15	90%										1		
56%	14	不採択												
52%	13													
48%	12													
44%	11													
40%	10													
36%	9													
32%	8													
28%	7													
24%	6													
20%	5													
16%	4													
12%	3													
8%	2													
4%	1													
0%	0													
			全10事業			全12事業				全9事業		全8事業		